

履歴事項全部証明書

埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号

株式会社グッドエネジー

会社法人等番号	0300-01-079501		
商号	株式会社グリーンファンド	平成17年 8月24日変更 平成17年 9月 8日登記	
	株式会社グッドエネジー	平成20年11月11日変更 平成20年11月13日登記	
	本店	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目1番2号	平成26年 4月 5日移転 平成26年 4月 8日登記
		埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号	令和 2年 4月 5日移転 令和 2年 4月 6日登記
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.genenergy.jp	平成20年11月11日変更 平成23年 2月16日登記	
会社成立の年月日	平成17年7月20日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、小水力発電を含む再生可能エネルギーによる発電事業の調査、企画、立案及びこれら事業への投資及びこれら事業への投資を第三者に斡旋する事業 2. 環境保全に資する各種の事業の調査、企画、立案、投資及びその事業への投資を第三者へ斡旋する事業、並びにそのような事業のコンサルティング業務 3. 環境保全に資する情報の調査、収集、出版、販売及びそれらに関連する作品をデジタル化したコンテンツを企画、製作、出版及び販売する事業 4. 環境保全に資する各種のイベント、催事の企画及び運営 5. 建築施設内で消費されるエネルギー（電気、ガス、油その他のエネルギー）及び水の使用量を削減する事に寄与する事業の調査、企画、立案及びこれら省エネルギー事業への投資及びこれら事業への投資を第三者に斡旋する事業並びにこれら省エネルギー設備の販売事業 6. 社会人向け各種のクラブ活動を行う事を促進するサービスの提供、施設の運営並びにこれら事業に関連した物品の販売 7. 公共社会の公益増進に貢献する活動全般 8. 前各号に付帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成27年 8月28日変更 平成27年11月26日登記</p>		
発行可能株式総数	100万株	平成23年 1月11日変更 平成23年 2月16日登記	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万272株	平成23年 2月16日変更
		平成23年 2月16日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金2559万円	平成23年 2月16日変更
		平成23年 2月16日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の決議を要する。 平成27年 8月28日変更	平成27年11月26日登記
役員に関する事項	取締役 <u>山内 浩一</u>	平成27年 8月28日重任
		平成27年11月26日登記
	取締役 <u>山内 浩一</u>	平成29年 8月30日重任
		令和 2年 4月 6日登記
	取締役 <u>山内 浩一</u>	令和 1年 8月29日重任
		令和 2年 4月 6日登記
	取締役 <u>山内 有希子</u>	平成27年 8月28日重任
		平成27年11月26日登記
	取締役 <u>山内 有希子</u>	平成29年 8月30日重任
		令和 2年 4月 6日登記
	取締役 <u>山内 有希子</u>	令和 1年 8月29日重任
		令和 2年 4月 6日登記
	取締役 <u>小林 夏樹</u>	平成27年 8月28日重任
		平成27年11月26日登記
		平成29年 8月30日退任
		令和 2年 4月 6日登記

	<p>埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号 代表取締役 <u>山内浩一</u></p> <p>埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号 代表取締役 <u>山内浩一</u></p> <p>埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号 代表取締役 <u>山内浩一</u></p>	<p>平成27年 8月28日重任 ----- 平成27年11月26日登記</p> <p>平成29年 8月30日重任 ----- 令和 2年 4月 6日登記</p> <p>令和 1年 8月29日重任 ----- 令和 2年 4月 6日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第3回新株予約権 新株予約権の数 <u>500個</u> 31個</p> <p>平成19年12月12日変更 平成19年12月26日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>普通株式 500株</u> 普通株式 31株</p> <p>平成19年12月12日変更 平成19年12月26日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 5000万円</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月19日から平成29年7月18日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 (ア) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。 (イ) 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書」に定めるところにより、新株予約権を行行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p>	<p>平成19年 7月 2日発行 ----- 平成19年 7月 3日登記</p>
	<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 677個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 677株 付与株式の調整方法 当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、</p>	

	<p>かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権一個あたり3000円</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 6770万円（新株予約権1個当たり10万円）</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、1株当たり5万円とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当および株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{1} \times \text{行使価額}$ <p>行使価額</p> <p>さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整されるものとする。</p> <p>6.770万円（新株予約権1個当たり10万円）</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、1株当たり10万円とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当および株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{1} \times \text{行使価額}$ <p>行使価額</p> <p>さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整されるものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成20年 1月 7日更正</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月26日から平成29年12月25日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(ア) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。</p> <p>(イ) 新株予約権の質入れその他担保権を設定している場合は、行使を認めない。</p> <p>(ウ) 下記のような性格の個人、法人、その他団体による当社の新株予約権の行使は認めない。即ち：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 反社会的な又は暴力的な性格を有する個人、法人、その他団体 2 その他当社の社会的な信頼を傷つける恐れがあると取締役会または代表取締役が判断した個人、法人、その他団体 <p>(エ) その他細目を定めた「第4回新株予約権割当契約書（イ）」及び「第4回新株予約権割当契約書（ロ）」による。</p>
--	--

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書（イ）及び（ロ）」に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。

平成19年12月13日発行

平成19年12月26日登記

第1回転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数

78個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 78株。新株予約権1個に対して1株とする。

付与株式数の調整方法

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当および株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 1
= ×

行使価額 行使価額 分割・併合の比率

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価額と同額（金780万円）とする。即ち、本新株予約権の行使に際して社債の保有者は社債権を放棄する事と引き換えに当社普通株式を取得することとする。従って本新株予約権の行使に際して社債の保有者は社債権を放棄する事以外、追加で金銭の払い込みを必要としない。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権にかかる本社債（但し、その払い込みがなされたものに限る。）を出資するものとし、当該本社債の

	<p>価額（金780万円）はその払い込み金額と同額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成22年4月2日から平成30年3月30日までとする。 新株予約権の行使の条件 (ア) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使できるものとする。 (イ) 新株予約権の質入れその他担保権を設定している場合は、行使を認めない。 (ウ) 「新株予約権割当契約書-2008年3月」による。 (エ) 本新株予約権の権利行使は一個単位で行う事ができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書-2008年3月」に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1077 862 1441 996"> <tr> <td>平成20年</td> <td>4月</td> <td>1日発行</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>5月</td> <td>2日登記</td> </tr> </table>	平成20年	4月	1日発行	平成20年	5月	2日登記
平成20年	4月	1日発行					
平成20年	5月	2日登記					
	<p>第5回新株予約権 新株予約権の数 <u>1万個</u> 200個 平成23年 2月16日変更 平成23年 2月16日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>普通株式 1万株</u> 新株予約権1個の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。 <u>ただし、当社が普通株式の分割、または合併を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</u> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。 <u>普通株式 200株</u> 新株予約権1個の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が普通株式の分割、または合併を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。 平成23年 2月16日変更 平成23年 2月16日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償</p>						

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当り金100円とする。 なお、当社が普通株式の分割、または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{1} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>行使価額</p> <p>さらに、上記のほか、発行日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整されるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成23年1月15日から平成33年1月14日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(ア) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使できるものとする。 (イ) 新株予約権の質入れその他担保権を設定している場合は、行使を認めない。 (ウ) 下記のような性格の個人、法人、その他団体による当社の新株予約権の行使は認めない。即ち： 1 反社会的な又は暴力的な性格を有する個人、法人、その他団体 2 その他当社の社会的な信頼を傷つける恐れがあると取締役会または代表取締役が判断した個人、法人、その他団体 (エ) 新株予約権の譲渡には代表取締役または取締役会の承認を必要とする。 (オ) その他細目を定めた「第5回新株予約権割当契約書（ロ）」による。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、取締役会が別途定めた日をもって、新株予約権は無償で取得することができる。 (2)そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書」に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1464 1442 1608"> <tr> <td>平成23年</td> <td>1月12日発行</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>2月16日登記</td> </tr> </table>	平成23年	1月12日発行	平成23年	2月16日登記
平成23年	1月12日発行				
平成23年	2月16日登記				
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立</p> <p>平成17年 7月20日登記</p>				



埼玉県川口市長蔵三丁目20番13号
株式会社グッドエネジー

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(さいたま地方法務局管轄)

令和 5年 2月 1日

さいたま地方法務局川口出張所
登記官

伊 藤 昌 弘

